

# ベルパーク湘南茅ヶ崎自治会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「ベルパーク湘南茅ヶ崎自治会」と称します。

(構成)

第2条 本会は、ベルパーク湘南茅ヶ崎の居住者をもって構成します。

(目的)

第3条 本会は、次の各号に掲げる地域的な活動を、会員相互の協力により実施することで、居住者共通の利益と親睦をはかり、住みよい地域環境を作することを目的とします。また、行政機関等から窓口としての連絡業務や委託業務が円滑に行われるようにします。

- (1) 会員の意見・要望等の調整及び取りまとめ
- (2) 会員相互の連絡及び各種の情報提供や諸事業の広報活動
- (3) 防犯・防災等の会員及び地域社会の安全を図るための活動
- (4) 福祉・保健衛生等の生活環境の向上・発展を図るための活動
- (5) レクリエーション等の会員相互の親睦を図るための諸事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な諸事業

## 第2章 会の運営

(運営方針)

第4条 本会は、自主的に組織されたもので、民主的に運営され、前章の目的を達成するために活動し、特定の宗教団体、政治団体を支持しません。

(会員)

第5条 本会の会員は、ベルパーク湘南茅ヶ崎の居住世帯とします。

(会員の権利と義務)

第6条 会員はすべて平等な権利を持つと共に、会の発展のために会則を守り、会の運営に参加協力する義務を有します。

(入会)

第7条 第5条に該当し本会への入会を希望する世帯は、別に定める「入会届」を会長に提出しなくてはなりません。

- 2 会長は、前項の入会申し込みがあった場合に、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

(退 会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとします。

- (1) 別に定める「退会届」を会長に提出した場合
- (2) 第5条に該当しなくなった場合

(事務所)

第9条 本会の事務所は、ベルパーク湘南茅ヶ崎プラザ館内に置きます。

(事 業)

第10条 本会は、第4条に基づき次の各号に関する事業を行います。

- (1) 会員相互の親睦を深め、福祉の増進に関すること。
- (2) 広報及び情報の提供、自治会のPRに関すること。
- (3) 会員の安全、衛生及びゴミ問題に関すること。
- (4) 体育の振興とスポーツを通じて、健康の増進を図ること。
- (5) 青少年の健全な育成に関すること。
- (6) 近隣地区や諸団体との連絡や協力、諸問題の解決。
- (7) 自主防災に関すること。

(運営組織)

第11条 本会は、第3条の目的達成のために、執行部と専門部を置いて運営します。

- 2 執行部は、会長・副会長・総務・会計の各役員で構成します。
- 3 執行部の主要業務は、細則にて定めます。
- 4 専門部として、広報部・防犯部・体育部・文化部・福祉部・環境部・青少年部をおきます。
- 5 専門部の組織構成と主要業務は、細則にて定めます。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会には、次の会議をおきます。

- (1) 総会
- (2) 組長会議
- (3) 役員会議

(総 会)

第13条 総会は、自治会最高の決議機関であり、定期総会と臨時総会があります。

- 2 会員は、総会に出席する義務があり、議決権を行使する権利があります。
- 3 総会は、会長が招集します。
- 4 会を召集するときは、会議の目的と内容及び日時と場所を明記した文書で、事前に通知しなければなりません。

- 5 定期総会は、4月上旬に開催されます。
- 6 定期総会では、次の各号に関する議決を実施します。
  - (1) 事業報告の承認
  - (2) 会計報告の承認
  - (3) 財産目録の承認
  - (4) 新役員の承認
  - (5) 事業計画の承認
  - (6) 予算の承認
  - (7) 会則の改正
  - (8) その他
- 7 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。
  - (1) 役員会議が必要と認めるとき
  - (2) 全会員の1/3以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 監査役員から開催の請求があったとき
- 8 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出します。
- 9 総会は、全会員の2/3以上の出席(委任を含む)をもって成立します。
- 10 総会における議事(会則の改正を除く)は、出席者(委任を含む)の過半数以上の同意によって決定されます。

(組長会議)

- 第14条 組長会議は会長が必要に応じて召集し、組長と役員の2/3以上の出席をもって成立します。
- 2 組長会議における決定事項は、出席者の過半数以上の同意によって決定されます。

(役員会議)

- 第15条 役員会議は、会長が召集し、役員の2/3以上の出席(委任を含む)をもって成立します。
- 2 役員会議における議事(役員の辞任を除く)は、出席者(委任を含む)の過半数以上の同意によって決定されます。
  - 3 役員会議では、次の各号に関する議決を実施します。
    - (1) 事業に関する事項
    - (2) 予算執行に関する事項
    - (3) 総会に関する事項
    - (4) その他

## 第4章 組、および組長

### (組の構成)

- 第16条 本会は、各棟内を複数の組に分けて運営します。
- 2 各棟ごとの組分けは、細則にて定めます。
  - 3 各組には、1名ずつ組長をおきます。

### (組長の選出)

- 第17条 組長は、各組の構成員の互選により決定されます。

### (組長の任期)

- 第18条 組長の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とします。ただし、再任は妨げません。
- 2 補欠により選任された組長の任期は、前任者の残任期間とします。
  - 3 組長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行する義務を負います。

### (組長の職務)

- 第19条 組長の職務は、細則にて定めます。

## 第5章 役員

### (役員構成)

- 第20条 本会には、次の役員をおきます。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会 長  | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 総 務  | 2名  |
| (4) 会 計  | 2名  |
| (5) 監 査  | 2名  |
| (6) 専門部長 | 7名  |
| (7) 相談役  | 若干名 |

### (役員義務と責任)

- 第21条 役員は、会則を厳守する義務と、総会及び役員会議の決定事項を遂行する義務を負うものとします。
- 2 会長は、本会の代表として会の統括運営を行い、他の役員は、会長の補佐として役務を遂行します。

### (役員候補の選出)

- 第22条 役員候補は次の各号により選出されます。

- (1) 一般会員から立候補した者又は推薦された者
- (2) 組長の中から立候補した者又は推薦された者、抽選で選出された者

2 相談役については、会長または執行部の指名を受けた者としてします。

3 役員は、複数を兼務することはできません。

(役員決定)

第23条 役員は、定期総会の承認を経て選任されます。

(役員任期)

第24条 役員任期は、2年としてします。

2 会長の任期は、2期(連続4年)以内としてします。

3 役員期間は、定期総会にて選任された翌日から、任期満了時の定期総会当日までとしてします。

4 副会長、総務、会計、監査は、原則毎年半数を改選してします。

5 役員は、再任を妨げません。

6 相談役任期は制限を設けません。

(役員辞任と補充)

第25条 役員辞任とその補充をする場合は、役員会議が出席者(委任を含む)の2/3以上の同意をもって承認してします。

2 辞任を要求する役員は特別な事情がない限り、辞任の1ヶ月前までに役員会議にて報告する必要があるとします。

3 役員が辞任した場合は、役員会議がその後任者を1ヶ月以内に選任してします。

4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間としてします。

5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行する義務を負います。

(役員職務)

第26条 役員職務は、細則にて定めるとします。

## 第6章 会計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしてします。

(経費)

第28条 本会の経費は、自治会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてるとします。

2 経費は、会計担当役員が管理し、総会で議決された予算に基づき、会の目的にそって支出されなければなりません。

(監査)

第29条 会計監査は、会計年度終了後に監査役員が行い、総会に報告してします。

(会費)

- 第30条 会費は、月額300円とします。
- 2 会員に特別の事情があると役員会議で認められた場合は、会費を減免することができます。
  - 3 会計年度の途中入会の場合は、入会した日の翌月分から納入し、脱会の場合は、退会した翌月分以降の前納分を返還します。
  - 4 会費の徴収方法は、細則にて定めます。

## 第7章 慶弔

(慶弔金)

第31条 会員の慶弔に対して次の範囲内で祝い金、弔慰金を贈ります。なお、返礼は辞退します。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 小学1年生入学祝 | 500円 (相当の学用品) |
| (2) 弔慰金(香典)  |               |
| ①世帯主及び配偶者    | 10,000円       |
| ②同居の扶養家族     | 5,000円        |

## 第8章 その他

(会則の改正)

第32条 この会則の改正は、総会において出席者(委任を含む)の2/3以上の賛成によって議決されます。

(細則)

- 第33条 細則は執行部により策定し、その施行には役員会議の承認を得なければなりません。
- 2 細則を変更する場合も、同様とします。

## 附 則

1. この会則は、平成10年8月30日から施行する。
2. この会則は、平成15年3月30日から施行する。
3. この会則は、平成17年11月12日に改正、平成18年4月1日から施行する。
4. この会則は、平成22年4月3日に改正、平成22年4月4日から施行する。